

平成 23 年 2 月 25 日

各加盟団体代表者 各位

複数の個人 ID を所有している方へ

財団法人 日本体操協会
総務委員長 遠藤幸一

標記の件、平成 22 年度登録より、一人につき個人 ID を 1 つ割り当てる方向に変更いたしました。従来通りの登録方法を実施したデータの入れ込み作業や複数団体へ所属する選手やコーチの間で多くの二重登録が明らかになりました。こちらで照合と統合作業を進めようと致しましたが、あまりにも件数が多く、その作業を断念し、複数の個人 ID をお持ちの登録者においては、システムで以下の基準にて 1 つの ID が選択されますことをご連絡申し上げます。特に、審判員の資格を示す個人 ID は前年度の登録状況がその翌年度の登録に大きな影響があることから、審判員資格の ID を優先することになっております。なお、利用しない ID の削除などの作業等、する必要はありません。

記

優先基準

- (1)過去 2 年間に審判登録の実績がある ID を第一優先基準とする。
- (2)本年度、審判登録の実績がある ID を第二優先基準とする。
- (3)本年度、所属の実績(選手、指導者、役員など)がある ID を第三優先基準とする。

基準(1)において二つの ID がある場合、基準(2)で比較。全ての基準で比較して、相違がない場合は、個人 ID の数の小さい方が優先される。ただし、(1)～(3)に該当しない場合(本年度、無所属で審判実績のない個人)は、どの個人 ID を選択してもよい。

以上